

●地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案

<予算関連法律案>

持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資等の業務を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に行わせる等の措置を講ずるほか、独立行政法人に係る改革を推進するため、同機構について高度船舶技術に関する業務の廃止等の措置を講ずる。

背景と目的

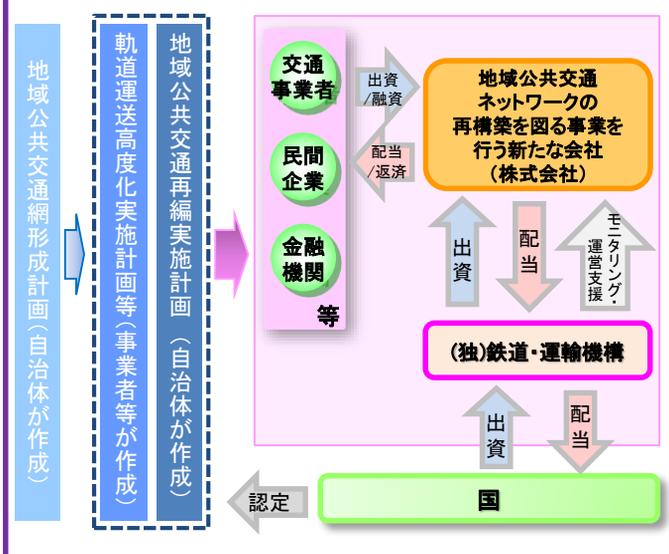
- 地域公共交通活性化再生法に基づく、サービスレベルの向上・路線再編等により持続的な地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業（認定軌道運送高度化事業等）を進めるに当たって必要となる初期投資に対する支援が必要。
→ そのため、地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業について、中長期的な収益性が見込まれる場合には、産投出資を原資として鉄道建設・運輸施設整備支援機構が出資等を行うことにより、柔軟な資金調達を可能とするとともに、必要な民間資金を呼び込む。
- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務について、独立行政法人改革に関する閣議決定等を踏まえた適切な対応を図る。

法案の概要

1. 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正

鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、国土交通大臣の認可を受けた基準に従い、地域公共交通活性化再生法に基づく認定を受けた地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業に対する出資等を行うこととする。

基本スキーム



地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業のイメージ

- ① LRT・BRTの整備・運行
- ② 上下分離による地方鉄道の再生
- ③ バス路線網の再編
- ④ これらと一体となったICカードや情報案内システムの導入等



(LRT)



(BRT)



(ICカード)

2. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正

- (1) 業務として、上記1.の業務に関する規定を追加する。
- (2) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等に基づき、以下の措置を講ずる。
 - ① 高度船舶技術開発等業務、基礎的研究業務等の廃止
 - ② 上記1.の業務等に係る役職員の秘密保持義務の創設

地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業を推進するために必要な支援を充実・多様化するとともに、独立行政法人改革にも的確に対応する。